



上越教育大学基金へのご協力のお願い



上越教育大学は、これまで、即戦力として活躍できる教員の養成と、現職教員の研修に取り組んでまいりました。本学で学び、卒業・修了した学生や院生たちは、教育や教科の専門家として、また、人間力を備えた先達として、学校教育のそれぞれの場で活躍しているものと確信しています。

平成20年度には、これまでの修士課程だけではなく、専門職学位課程（教職大学院）を設置し、より実践に即した大学院レベルの教員養成にも取り組むようになりました。また、本学は、兵庫教育大学連合大学院博士課程の構成校として、博士課程レベルの教育研究にも取り組んでいます。

本学は国立大学ですが、現在では、国立大学法人として、自己責任で自主的・自律的に大学を運営することが強く求められていますので、人件費の抑制、科学研究費補助金や競争的資金の獲得に努め、大学運営の改善と財政基盤の安定化に努力を重ねているところです。

しかし、学生支援、国際交流の推進、教育と研究の一層の充実、社会貢献など、本学に課せられた課題を果たしていくためには、さらなる財政基盤の充実を図る必要があります。

そこで、卒業生・修了生をはじめ、在学生の保護者の方々、地域の皆様からも、本趣旨をご理解いただき、格別のご支援をいただきたく、お願い申し上げます。ご寄付いただいた資金は、上越教育大学基金として、学生支援事業や国際交流支援事業、地域連携事業、附属学校整備事業、キャンパス環境の整備・充実などに活用することとしております。

これまでも多くの皆様のご支援をいただいております。また、上越教育大学振興協会の皆様からも、奨学事業や留学生事業などにもご支援をいただいております。これまでのご支援に対して厚く御礼を申し上げるとともに、さらなるご支援を賜りたく、重ねてお願い申し上げます。

国立大学法人上越教育大学長 林 泰成

< 基金の概要 >

上越教育大学基金は、寄附者の皆様のご意志を踏まえ、次のような構成で様々な活動を支援します。また、基金は「上越教育大学基金運営委員会」において、公正・明瞭に管理・運営を行います。

●一般基金

主な支援事業	上越教育大学における教育研究、国際交流、地域貢献等の活動や、キャンパス環境の整備・充実等、以下の様々な取組みに対する支援を行う (1) 国際交流支援事業 (2) 教育研究支援事業 (3) 地域貢献事業 (4) 附属学校整備事業 (5) キャンパス環境等整備支援事業 (6) その他本法人の諸活動支援事業
寄附の目的・区分	寄附の目的として、「基金事業全般」を選択された寄附金
税制上の優遇措置	個人による寄附 : 「所得控除」 法人による寄附 : 全額を損金に算入可能

●修学支援事業基金 (※ 2018年1月から税額控除の対象となる基金として寄附の募集を開始)

主な支援事業	経済的な理由により修学が困難な学生に対する支援を行う
寄附の目的・区分	寄附の目的として、「修学支援事業」を選択された寄附金
税制上の優遇措置	個人による寄附 : 「税額控除」または「所得控除」の何れかを寄附者が選択 法人による寄附 : 全額を損金に算入可能

●特定基金

主な支援事業	一般基金及び修学支援事業基金が行う事業以外で、寄附者が特に目的を指定する事業の支援を行う
寄附の目的・区分	寄附の目的として以下の事業を選択された寄附金 「教育実践研究刊行事業」 学校教育に関する理論的・実践的知識を集積し、その研究の成果を刊行物として編集し、教育現場で活用できるようにすることで学校教育全般の質の向上に資することを目的とした事業
税制上の優遇措置	個人による寄附 : 「所得控除」 法人による寄附 : 全額を損金に算入可能

※ 税制上の優遇措置に関する詳細は、P.4 【税制上の優遇措置】のページを参照願います。

■ご寄附の額について

個人	一口 1,000円 (複数口によるご協力をお願いいたします。)
法人	一口 10,000円 (複数口によるご協力をお願いいたします。)

< 寄附の方法 >

上越教育大学基金へのご寄附に際して、下記の申込方法をご用意しております。

振込用紙による ご寄附	振込用紙によるご寄附をお考えの方には、上越教育大学基金専用の振込用紙を郵送させていただきますので、下記の連絡先までご請求ください。 振込用紙は、ゆうちょ銀行・郵便局・銀行の各窓口からお振込いただけます。 (ゆうちょ銀行・郵便局は、ATMからもお振込みいただけます。)
現金による ご寄附	現金でのご寄附を希望される方はお手数ですが、お電話でご予約の上、総務課までお越しいただければ、そのままご寄附いただけます。 受付時間：月～金（土日祝および本学規程の休日を除く）9：00～17：00

ご寄附に関するお申込み・お問い合わせは、下記の連絡先にご連絡いただくか、上越教育大学基金ホームページ内の入力フォームからもご連絡いただけます。

【お申込み・お問い合わせ先】

国立大学法人上越教育大学 総務課
〒943-8512 上越市山屋敷町1番地 上越教育大学事務局（2階）
TEL: 025-521-3257 FAX: 025-521-3220
E-mail : kikin@juen.ac.jp

上越教育大学基金ホームページURL

<http://www.juen.ac.jp/300kikin/index.html>

< 寄附者特典 >

寄附者の皆様へ様々な特典をご用意しております。

ご寄附いただきました皆様へ感謝の意を込めて、以下の顕彰をご用意いたしました。

●芳名録への掲載

ご寄附いただきました皆様のお名前を「上越教育大学基金寄附者芳名録」に掲載いたします。
※お名前の公表を希望されない方につきましては、掲載いたしません。

●感謝状及び記念品の贈呈

1累計寄附金額が500万円以上（個人は100万円以上）の高額なご寄附をいただいた方には、学長から感謝状と記念品を贈呈いたします。

< 税制上の優遇措置 >

上越教育大学基金へのご寄附に対しましては、所得税法、法人税法による税制上の優遇措置が受けられます。

- **税額控除**【※平成30年1月以降の「修学支援事業基金」に対する寄附のみ対象となります。】
各寄附者の所得に応じた税率に関係なく、所得税額から直接寄附金額の一定割合を控除

$$\text{寄附金額}(\ast 1) - 2,000\text{円}(\text{控除対象外}) \times 40\% = \text{税額控除額}(\ast 2) \rightarrow \text{所得税額から控除}$$

(例) 年収500万円の方が、1万円の寄附をした場合
(10,000円 - 2,000円) × 40% = 3,200円

- **所得控除**【※「修学支援事業基金」以外の本学基金への寄附は、所得控除が適用されます。】
各寄附者の所得に応じた税率を寄附金額に乗じて、控除額を決定

$$\text{寄附金額}(\ast 1) - 2,000\text{円}(\text{控除対象外}) \times (\text{所得に応じた}) \text{税率} \rightarrow \text{所得税額から控除}$$

(例) 年収500万円 (平均的な所得税率10%) の方が、1万円の寄附をした場合
(10,000円 - 2,000円) × 10% = 800円

寄附者が個人の場合

- (※1) 寄附金支出額が、総所得額等の40%に相当する金額を超える場合には、40%に相当する額が税額控除対象寄附金となります。
- (※2) 税額控除額は、所得税額の25%が限度となります。

● 住民税の軽減

平成20年度の税制改正により、個人住民税 (個人県民税・個人市区町村民税) の寄附金控除制度が拡充され、自治体が条例で指定した寄附金が新たに控除対象となりました。上越教育大学は新潟県から指定を受けております。

寄附をした翌年の1月1日現在、新潟県内にお住まいの方は、2千円を超え総所得金額等の30%までの寄附金額に対して、寄附した年の翌年の県民税は税率4%、市区町村民税は6%を乗じた額が控除されます。

【確定申告の手続き】

○ 所得税と個人住民税の控除を受けようとする場合

「修学支援事業基金」へのご寄附については、本学からお送りする「寄附金領収書」及び「税額控除対象法人証明書 (写)」を添付して、その他のご寄附については「寄附金領収書」を添付して、最寄の税務署で確定申告を行なってください。

※ 税務署で確定申告を行なうと、所得税と個人住民税の両方の控除を受けることができます。

確定申告の時期は、通常、毎年2月16日から3月15日 (3月15日が土日の場合は、翌日または翌々日) までとなっておりますのでご注意ください。

寄附者が法人の場合

寄附金の全額を損金算入することができます。

上越教育大学基金ホームページURL : <http://www.juen.ac.jp/300kikin/index.html>

【お申込み・お問い合わせ先】

国立大学法人上越教育大学 総務課
〒943-8512 上越市山屋敷町1番地 上越教育大学事務局 (2階)
TEL: 025-521-3257 FAX: 025-521-3220
E-mail: kikin@juen.ac.jp